外国人造船就労者受入事業に関する下請指導ガイドライン

第１　趣旨

緊急かつ時限的な措置として外国人造船就労者の受入れを行う「外国人造船就労者受入事業」の適正かつ円滑な実施を図ることを目的として、その具体的な内容を定める｢外国人造船就労者受入事業に関する告示｣（平成26年国土交通省告示第1199号）が定められている。

「外国人造船就労者受入事業に関する告示」において、外国人造船就労者を受け入れる受入造船企業又は企業単独型受入造船企業（以下｢受入造船企業等｣という。）は、「国土交通省が別に定めるところにより、元請企業から報告を求められたときは、誠実にこれに対応するとともに、元請企業の指導に従わなければならない。」とされている（第６の４及び第７の４）。

本ガイドラインは、受入造船企業等から元請企業への報告と、元請企業による受入造船企業等への指導の内容を示すものである。

第２　ガイドラインの対象

　　本ガイドラインは、受入造船企業等である下請企業（数次の請負契約の場合には後次の下請企業を含む。）の外国人造船就労者に自社の工場内で船体の一部の製造又は修繕を行わせる元請企業、及び当該下請企業を対象とする。

　　受入造船企業等として外国人造船就労者を受け入れている元請企業は、本ガイドラインの対象とはならない。

第３　元請企業の役割と責任

（１）総論

下請企業が受入造船企業等となる場合においては、適正な外国人造船就労者受入事業実施のため、関係者を挙げて事業の適正化を進めることが必要であり、元請企業は、下請企業である受入造船企業等に対する指導等の取り組みを講じる必要がある。

数次の請負契約の後次の下請企業が受入造船企業等の場合、元請企業は、必ずしも自ら直接指導を行うことが求められるものではなく、直接の契約関係にある下請企業に協力させ、元請企業がこれを統括するという方法もありえる。ただし、直接の契約関係にある下請企業に受入造船企業等の指導を実施させたところ、直接の契約関係にある下請企業がこれを怠った場合や、その規模等にかんがみて明らかに指導を行うことが実施困難であると認められる場合には、元請企業が直接指導を行うことが必要である。

元請企業においては、受入造船企業等である下請企業の外国人造船就労者が就労する可能性がある事業所を含めて、その役職員に対する本ガイドラインの周知徹底に努めるものとする。

（２）外国人造船就労者建造現場入場届出書を活用した確認・指導等

①　元請企業は、下請企業に外国人造船就労者建造現場入場届出書（別紙）（以下｢届出書｣という。）の提出を求め、当該届出書に添付されている適正監理計画認定証又は企業単独型適正監理計画認定証の内容を踏まえて、以下の事項を確認すること。

（ア）就労させる場所

　　　外国人造船就労者が入場する建造現場が、届出書の２の｢就労場所｣と一致していること。

（イ）従事させる業務の内容

　　　届出書の１の「従事させる業務」が、届出書の２の｢従事させる業務の内容｣と一致していること。

（ウ）従事させる期間

　　　届出書の１の「現場入場の期間」が、届出書の２の「従事させる期間（計画期間）」の範囲内であること。

②　元請企業は、届出書の記載内容と実際の受入状況が整合していることを確認すること。

③　元請企業は、届出書の記載内容と実際の受入状況に関して明らかな齟齬が確認された場合は、届出書の変更を行うよう受入造船企業等を指導すること。

④　元請企業は、受入造船企業等が上記報告の求めに応じない場合や指導に従わないような場合には、所属する造船事業者団体を通じて適正監理推進協議会への報告を行うこと。

⑤　元請企業は、造船事業者団体が行う、上記確認・指導の実施状況の調査に協力すること。なお、造船事業者団体は、適正監理推進協議会に上記調査結果の報告を行うこと。造船事業者団体に所属していない元請企業は、直接適正監理推進協議会事務局に報告を行うこと。

（３）外国人造船就労者の現場入場について

元請企業は、適正な手順を踏まえて受入造船企業等が雇用する外国人造船就労者について、（１）及び（２）に記載の役割及び責任が新たに生じること等を理由として、その現場入場を不当に妨げてはならない。

第４　受入造船企業等の役割と責任

外国人造船就労者受入事業の円滑な実施・運営にあたっては、外国人造船就労者を雇用する受入造船企業等が自ら積極的にその責任を果たすことが必要不可欠である。

外国人造船就労者を雇用し、現場に新規入場させる場合には、別紙の届出書を参考（既存の様式等別紙以外の様式を用いる場合であっても別紙に記載の項目を満たすこと）として、適正監理計画又は企業単独型適正監理計画の内容に基づいて就労する造船所ごとに届出書を作成し、管理指導員を通じて元請企業に提出するほか、別紙の記載内容の変更がある場合には、元請企業に変更の届出を行うことが必要である。

第５　施行期日等

　本ガイドラインは、平成２７年４月１７日から施行する。

本ガイドラインは、外国人造船就労者受入事業の開始にあたって想定される取組を中心に記載したものであり、今後、外国人造船就労者の受入状況、外国人技能実習制度の見直しの状況等を踏まえて必要があると認めるときは、ガイドラインの見直しなど所要の措置を講ずるものとする。

別紙　外国人造船就労者建造現場入場届出書の作成例

外国人造船就労者建造現場入場届出書

所長　殿

平成　　年　　月　　日

（受入造船企業又は企業単独型受入造船企業の名称）

（責任者の職・氏名）

外国人造船就労者の建造現場への入場について下記のとおり届出ます。

記

１　建造現場への入場を届け出る外国人造船就労者に関する事項

*※　4名以上の入場を申請する場合、必要に応じて欄の追加や別紙とする等対応すること。*

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 外国人造船就労者1 | 外国人造船就労者2 | 外国人造船就労者3 |
| 氏名 |  |  |  |
| 生年月日 |  |  |  |
| 性別 |  |  |  |
| 国籍 |  |  |  |
| 従事させる業務 |  |  |  |
| 現場入場の期間 |  |  |  |
| 在留期間満了日 |  |  |  |

２　受入造船企業・適正監理計画又は企業単独型受入造船企業・企業単独型適正監理計画に関する事項

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 適正監理計画又は企業単独型適正監理計画の認定番号 |  | | |
| 受入造船企業又は企業単独型受入造船企業の所在地 |  | | |
| 元請企業との関係  (直近上位の企業名その他) |  | | |
| 責任者 | 役職 | 氏名 |  |
| 管理指導員 | 役職 | 氏名 |  |
| 就労場所 |  | | |
| 従事させる業務の内容 |  | | |
| 従事させる期間(計画期間) |  | | |

○添付書類

　提出にあたっては下記に該当するものの写し各１部を添付すること

１　適正監理計画認定証又は企業単独型適正監理計画認定証

２　パスポート（国籍、氏名等と在留許可のある部分）

３　在留カード又は外国人登録証明書

４　受入造船企業又は企業単独型受入造船企業と外国人造船就労者との間の雇用契約書及び雇用条件書（労働条件通知書）

* １の認定書、４の契約書及び条件書に記載された報酬に関する事項については、元請企業に開示する必要はないため、消去して提出して差し支えない。